

議案第91号

福井市及び勝山市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり福井市及び勝山市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

福井市及び勝山市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第3項の規定により、この案を提出する。

福井市及び勝山市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

福井市（以下「甲」という。）及び勝山市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け總行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏であるふくい嶺北連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、甲及び乙が連携して、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組、当該取組の内容並びに当該取組における両者の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（費用分担）

第4条 前条に規定する取組に係る費用負担については、甲及び乙が協議して別に定める。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙の長は、連携する取組の推進に関して連絡調整を図るため、定期的に協議するものとする。

（変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙が協議するものとする。この場合において、甲及び乙

は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産学金官民一体となつた経済成長の推進	経済成長の推進に向け、産学金官民一体となつた協議会を運営し、商工業振興施策に対する提案や進捗管理などに取り組む。	乙と連携して、産学金官民一体となつた経済成長の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、産学金官民一体となつた経済成長の推進に協力して取り組む。
新規創業の促進及び中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の特性を活かした様々な分野での創業促進や異分野異業種交流、新事業・新製品開発のための支援など、戦略産業の育成に取り組む。	乙と連携して、新規創業の促進及び中堅企業等を核とした戦略産業の育成に中心となって取り組む。	甲と連携して、新規創業の促進及び中堅企業等を核とした戦略産業の育成に協力して取り組む。
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域内の特産物の販路開拓やPR促進、統一ブランドの開発など、地域経済の裾野の拡大に取り組む。	乙と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に協力して取り組む。
戦略的な観光施策の推進	圏域内の観光資源の魅力向上や広域観光周遊ルートの形成、情報発信力の強化のほか、外国人観光客の受入体制の整備など、圏域全体への誘客拡大に取り組む。	乙と連携して、戦略的な観光施策の推進に中心となって取り組む。	甲と連携して、戦略的な観光施策の推進に協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	圏域全体に対する魅力的で質の高い都市的サービスの提供、圏域内外から通勤・通学・観光等で訪れる人々の利便性の向上など、高度な中心拠点の整備と広域的公共交通網の構築に取り組む。	乙と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に中心となって取り組む。	甲と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に協力して取り組む。

高等教育・研究開発の環境整備	地域社会の発展に貢献する人材を確保するため、圏域内の企業ニーズに応じた人材育成やその環境整備に取り組む。	乙と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に中心となって取り組む。	甲と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に協力して取り組む。
----------------	--	-----------------------------------	---------------------------------

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域医療及び介護・福祉サービスの充実	広域連携による地域医療や成年後見支援体制、子育て環境の充実など、生活機能の強化に取り組む。	乙と連携して、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に協力して取り組む。
学校教育・社会教育の環境整備	広域連携による学習環境の向上や、圏域内の多様な人材活用による講師派遣など、教育環境整備に取り組む。	乙と連携して、学校教育・社会教育の環境整備に中心となって取り組む。	甲と連携して、学校教育・社会教育の環境整備に協力して取り組む。
文化振興	圏域内の魅力ある文化資源を発掘し情報発信とともに、文化資源や文化芸術イベントを活用し観光誘客や交流人口の増加を図るなど、文化芸術の振興に取り組む。	乙と連携して、文化振興に中心となって取り組む。	甲と連携して、文化振興に協力して取り組む。
地域振興	広域連携による鳥獣害対策、就職支援や企業誘致の促進など、圏域全体の活性化や地域の振興に取り組む。	乙と連携して、地域振興に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域振興に協力して取り組む。
災害対策	災害発生時における相互応援の円滑化や、広域連携による人材育成、研修会開催など、減災・防災体制の強化に取り組む。	乙と連携して、災害対策に中心となって取り組む。	甲と連携して、災害対策に協力して取り組む。

環境対策	災害時等におけるごみ処理施設間での相互応援の円滑化や、広域連携による環境啓発・教育、不法投棄対策など、環境保全の推進に取り組む。	乙と連携して、環境対策を中心となって取り組む。	甲と連携して、環境対策に協力して取り組む。
地域公共交通の充実	公共交通機関の利用促進など、地域公共交通のネットワークの維持・強化に取り組む。	乙と連携して、地域公共交通の充実に中心となって取り組む。	甲と連携して、地域公共交通の充実に協力して取り組む。
I C T・道路等社会インフラの整備	I C Tの活用による利便性の向上、圏域内の交通等の円滑化を図るためのネットワークの整備、広域連携による公共施設のあり方研究など、圏域内の結びつきやネットワークの強化に取り組む。	乙と連携して、I C T・道路等社会インフラの整備を中心となって取り組む。	甲と連携して、I C T・道路等社会インフラの整備に協力して取り組む。
地域内外の住民との交流・移住促進	圏域の魅力に関する情報の発信力を強化するなど、大都市圏からの移住定住の促進及び交流人口の拡大に取り組む。	乙と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進を中心となって取り組む。	甲と連携して、地域内外の住民との交流・移住促進に協力して取り組む。
ネットワークの強化・人材の育成	地域づくりを担う人材の育成、圏域内の市町職員の人材育成や交流など、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。	乙と連携して、ネットワークの強化・人材の育成を中心となって取り組む。	甲と連携して、ネットワークの強化・人材の育成に協力して取り組む。